

事 務 連 絡  
平成31年 4月 2日

各都道府県私立学校主管課、宗教法人事務担当課  
各国公私立大学担当課  
各国公私立高等専門学校担当課  
公立大学を設置する各地方公共団体担当課 御中  
各文部科学省所管独立行政法人担当課  
各大学共同利用機関法人担当課  
日本私立学校振興・共済事業団担当課

文部科学省大臣官房政策課

東日本大震災により滅失・損壊をした公益的な施設等の  
復旧のための指定寄附金の期間の延長等について

東日本大震災により被災した国立大学法人、公立大学法人、独立行政法人、学校法人、私立学校法第64条第4項の規定により設立された法人（以下「準学校法人」という。）、宗教法人等の公益事業用建物等の復旧のために募集する寄附金については、平成23年3月15日付け財務省告示第84号、平成25年12月27日付け財務省告示第401号及び平成29年3月31日付け財務省告示第98号により、平成31年3月31日までに主務官庁の確認を受けた場合には、一定の要件の下で寄附金控除又は損金算入の対象となる寄附金（以下「指定寄附金」という。）として扱われておりますが、平成31年3月29日付け財務省告示第85号（別紙）により、上記の期間が平成32年3月31日まで延長されることとなりました。

期間の延長後においても、指定寄附金の扱いについては、別添の取扱要領によるほか、下記に留意の上、遺漏のないようよろしくお取りはからい願います。

各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人等に対して、各都道府県宗教法人事務担当課におかれては、所轄の宗教法人に対して、御周知くださいますようお願いいたします。

（税制上の優遇措置）

個人が支出する寄附金の場合は、寄附金控除（所得金額の40%又は寄附金額のいずれか少ない方の金額から2千円を控除した金額を所得から控除）の対象となります。

法人が支出する寄附金の場合は、全額が損金算入の対象となります。

記

取扱要領「三 主務官庁における手続き等」中、主務官庁たる都道府県知事、都道府県教育委員会から財務省への報告については、募金の主体が教育、科学技術・学術、スポーツ、文化関係の公共・公益法人等である場合は、文部科学省を経由して行うこととするので、財務省へ提出する書類については、別表にしたがって文部科学省へ送付すること。

別 表

法人の種類	送付・連絡先
学校法人	文部科学省高等教育局私学行政課
準学校法人	文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
宗教法人	文化庁宗務課
公立大学法人	文部科学省高等教育局大学振興課

(本件担当)

文部科学省大臣官房政策課調整係

電話番号 03-5253-4111 (内線 2963)

直 通 03-6734-2963